

愛媛県立子ども療育センター総合案内機能拡充業務委託仕様書

愛媛県立子ども療育センター総合案内機能拡充業務については、本仕様書に基づいて実施するものとする。

なお、本仕様書に記載されていない事項については、委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）が協議のうえ、処理するものとする。

1 委託業務名

愛媛県立子ども療育センター総合案内機能拡充業務

2 委託期間

令和5年8月31日から令和6年3月31日

ただし、業務実施日は、原則として、休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日までの日）を除き、契約期間中の業務実施日数は、140日とする。

委託期間内は、人材配置に空きが出ないように努めること。

3 対象及び所在地

- (1) 所在地 東温市田窪2135番地付近
- (2) 対象名 愛媛県立子ども療育センター

4 業務目的

甲に訪れる利用者（来館者）に対して、安心して来館できる環境整備に向けて、肢体不自由者（車椅子利用者）等が保護者等と一緒に来館した際に、子ども療育センター入口付近に肢体不自由者（車椅子利用者）等のみ下車し、保護者等が車両を駐車場に駐車するといった場合の、一時預かり機能のほか、各診療科への総合案内機能を拡充することを目的とする。

5 業務時間

業務時間は、8:30 から17:15まで（労働基準法の規定に基づく休憩時間を除く。）とし、1名配置する。（人員の途中交代も可とする。）

なお、配置者の急な退職などにより、配置が困難となった場合は、甲とも情報共有し、迅速な配置に努めること。

6 業務内容

子ども療育センター入口周辺を拠点に次の業務を実施するものとする。

なお、業務に必要な備品等は乙において準備すること。

- (1) 甲に訪れる利用者（来館者）に対して、肢体不自由者（車椅子利用者）等が保護者等と一緒に来館した際に、子ども療育センター入口付近に肢体不

自由者（車椅子利用者）等のみ下車し、保護者等が車両を駐車場に駐車するといった場合の、利用者の一時的預かり（見守り）業務。

（２）利用者に対して、総合受付や各診療科案内業務。

（３）その他の協議決定した事項。

7 業務実施方法

（１）肢体不自由者（車椅子利用者）等の一時的預かりについて

保護者等が車両を駐車場に駐車するまでの間、子ども療育センター入口付近で下車した肢体不自由者（車椅子利用者）等の利用者の安全確保に向けて、一時的預かり・見守り（必要に応じて介助補助）を実施する。

（２）総合受付や各診療科への案内業務について

子ども療育センター入口付近で（１）の業務がない時間については、総合受付や各診療科への案内業務に従事する。

（３）その他

スタッフは、業務中緊急又は異例の事態が生じたときは、直ちに職員に通報するとともに現場措置を行うなどの臨機の対応を行い、事態の拡大防止を図るものとする。

8 服務心得

スタッフは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）業務の実施に当たっては、頭髪、身だしなみを清潔に保ち、他人に不快感を与えないようにすること。

（２）業務中は、言動に注意し節度ある態度で業務を行い、来訪者の批判を受けることのないよう留意するとともに、甲の職員との良好なる人間関係の保持に努めること。

（３）業務中は、名札を着用すること。

9 業務報告

スタッフは、毎日業務記録（別紙）を記載して、業務終了後に事務局へ提出するものとする。（事故や、利用者からの意見があった場合漏れなく記載する）

10 その他

（１）この仕様書は、仕様の概要を示すものであるから、この仕様書に記載していないものであっても甲、乙協議のうえ実施するものとする。

（２）乙は、スタッフ名簿（任意様式）に写真を添えて、業務に従事させる前日までに甲に提出するものとする。また、スタッフを変更する場合も同様とする。

（３）交通費等の人員配置にあたって必要な経費については、本事業契約金額において乙にて確保すること。

別紙

			担当
業 務 記 録			
令和 年 月 日 曜日		スタッフ	Ⓜ
(天候)		氏 名	Ⓜ
			Ⓜ
勤務時間	スタッフ氏名	報 告 事 項	
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
特 記 事 項			

(注1) 特記事項の欄は、当日の行事や異常のあった場合等にその内容を記載すること。